

# 特別養護老人ホーム入所申込みについて

## 1 入所申込みの受付について

### 【入所申込みの可能な方】

- ・ 要介護認定を受けている方(要介護3～要介護5)  
(但し、要介護1・2の方は、特別な事情のある場合は、入所できる場合があります。)
- ・ 他の特別養護老人ホームに入所していない方

### 【入所申込みに必要なもの】

- ・ 介護保険被保険者証(介護保険資格者証)のコピー
- ・ 介護支援専門員等意見書

## 2 入所順位の決定基準について

入所順位は、下記項目ア～ウの調査結果を点数化し、80点以上の場合は点数の高い方を上位とします。

ア 本人の状況(要介護度等)

イ 介護の必要性

ウ 家族等介護者の状況

ア 本人の状況(要介護度等)		
要介護5	40点	
要介護4	40点	
要介護3	20点	要介護1～3 認知症、知的障がい・精神障がい等による不適応行動ある場合 10点加算
要介護2	10点	
要介護1	5点	
イ 介護の必要性(①と②は重複不可)		
① 身体的理由または認知症、知的障がい・精神障がい等による不適応行動のため在宅生活を継続することが困難であり、介護保険の居宅サービスの利用が要介護1～5の利用上限単位数		
6割以上(15, 614単位)	30点	※1 当該特養以外の施設 ・医療機関 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入所者生活介護 ・養護老人ホーム
4割以上6割未満(10, 409～15, 613単位)	20点	
4割未満(10, 408単位以下)	10点	
② 在宅生活が困難なため、当該特養以外の施設(※1)に入所(入院)している。	20点	
ウ 家族等の介護者の状況		
① 単身	30点	
② 高齢者世帯、介護者が虚弱等	20点	
③ 介護者が就業中・複数の人を介護している等	10点	

## 3 入所順位の見直しについて

- 状態に変化があれば、ご連絡ください。その内容により、点数の変化があれば変更を行います。その変化のあった点数により、9月末順位の見直しをします。
- 3月にアンケートを申込者様に送らせていただき、その内容により、順位の見直しをします。

IとIIにより、最低限6か月に1回を原則とし、その他必要に応じて行います。

## 4 入所申込みの取消(辞退)について

入所申込みを取消(辞退)される場合や他の特別養護老人ホームへ入所した場合、本人死亡の場合は、ご連絡ください。

※ 何かご不明な点がございましたら、平日(月～金)8:00～17:00の間に下記の方までご連絡ください。

特別養護老人ホーム 慈宗院 〒514-0077 三重県津市片田長谷町167-1  
TEL:059-237-0069 FAX:059-237-4817

担当:宮崎・分部・吉川